

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1	府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （特別土地保有税、都市計画税、地方消費税）	
要望項目名	改正感染症法の流行初期医療確保措置による収入の非課税措置の創設等	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）及び内容</p> <p>今般の新型コロナ対応において、診療報酬の特例措置や補助金等の財政支援が整備されるまでに一定の時間がかかり、特に流行初期の医療提供体制の構築に課題があったこと等を踏まえ、令和4年12月9日に公布された感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に、補助金や診療報酬の上乗せ等による十分な財政支援が整備されるまでの間、病床確保と発熱外来に関して初動対応等を行う特別な協定を締結した医療機関について、感染症流行前の同月と同水準の収入を保証する措置（以下「流行初期医療確保措置」という。）が規定された。</p> <p>流行初期医療確保措置による収入は、社会保険診療による収入の実績に基づいて算定されることや、診療報酬と同様に保険料（保険者の負担）と公費によって賄われることから、実質的に社会保険診療による収入の代替となるため、税制上で同様に取り扱うことを要望し、事業税の非課税措置を要望する。</p> <p>なお、国税では社会医療法人等の収入要件に流行初期医療確保措置による収入も含めることを要望しており、当該法人制度に係る税目として法人住民税、不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税、地方消費税を対象税目に含めているが、流行初期医療確保措置による収入が当該税目に直接影響を与えるものではない。</p>	
関係条文	地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の23、第72条の49の12 感染症法第36条の9、第36条の10	
減収見込額	[初年度] －（－） [平年度] －（－） [改正増減収額] － （単位：百万円）	
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>感染症法に規定する新型インフルエンザ等感染症等の特性が明らかでない当該感染症まん延時等の初期段階（以下「感染症の流行初期」という。）において、患者の入院等の対応を行う医療機関が経営上の不安を抱えることなく、継続して医療を提供することにより、必要な医療提供体制を維持する。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>流行初期医療確保措置による収入は、社会保険診療による収入の実績に基づいて算定されることや、診療報酬と同様に保険料（保険者の負担）と公費によって賄われることから、実質的に社会保険診療による収入の代替となる。</p> <p>当該収入について、社会保険診療に係る収入と同様に事業税の非課税措置を講じることで、感染症の流行初期に患者の入院等の対応を行う医療機関について、経営上の不安を払拭し、基幹的な役割を担うことが期待される。</p>	
本要望に対応する縮減案	－	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標1-1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
	政策の達成目標	感染症の流行初期において、地域における医療提供体制を維持する。具体的には入院患者数が約1.5万人、発熱外来患者数が約3.3万人に対応できる医療提供体制を確保する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	感染症の流行初期において、地域における医療提供体制を維持する。具体的には入院患者数が約1.5万人、発熱外来患者数が約3.3万人に対応できる医療提供体制を確保する。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	約2,000件(※) (※) 感染症の流行初期において、 ・ 入院医療を行う施設数について、例えば新型コロナウイルス感染症対応において総病床数400床以上の重点医療機関が約500機関だったこと、 ・ 発熱外来を行う施設数は、例えば新型コロナウイルス感染症対応において新型コロナウイルス感染症患者が入院可能な診療・検査医療機関が約1,500機関だったことを踏まえた推計値としている。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	感染症の流行初期に必要な医療提供体制を維持するという政策目的を達成するためには、患者の入院等の対応を行う医療機関が経営上の不安を抱えることなく継続して医療を提供できる体制を構築する必要がある。 そのため、流行初期医療確保措置によって経営上のリスクを払拭するとともに、流行初期医療確保措置による収入について社会保険診療による収入と同様に事業税を非課税とすることで、感染症の流行初期に患者の入院等の対応を行う医療機関の経営上の負担を軽減することは政策目的を達成するための手段として有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税では、 ・ 社会医療法人等の収入要件(公益性の高い医療等を一定規模以上行わせることを目的に、「社会保険診療に係る収入金額等(自由診療等の金額を除く。)の合計額が全収入金額に対して100分の80以上であること。」等)に流行初期医療確保措置による収入も含めること ・ 流行初期医療確保措置に要する費用を医療機関に支払う事務を都道府県から委託された社会保険診療報酬支払基金等が作成する書類について印紙税の非課税措置等を要望する。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

	要望の措置の 妥当性	今般の新型コロナ対応において、診療報酬の特例措置や補助金等の財政支援が整備されるまでに一定の時間がかかり、特に感染症の流行初期の医療提供体制の構築に課題があったこと等を踏まえ、感染症の流行初期において、地域における医療提供体制を維持することが必要である。
	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	流行初期医療確保措置による収入について、事業税を非課税とすることにより、感染症の流行初期に患者の入院等の対応を行う医療機関の経営上の不安を払拭し、基幹的な役割を担うことで地域における医療提供体制を維持するための手段として有効である。
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
	これまでの要望経緯	—